

履 歴 書

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|------------------|
| 氏名 | 大阪 一郎 | | |
| 現住所 | (郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 大阪市北区〇〇町1丁目1番1号 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | | |
| 役職名等 | 代表取締役社長 | 生年月日 | 昭和〇〇年〇月〇〇日(満〇〇歳) |
| 職歴及び兼職状況 | 期間 | 内 容 | |
| | 自平成16年4月1日 至平成20年3月31日 | 株式会社〇〇ファイナンス 営業課長 近畿財務局長 第〇〇〇〇〇号 貸付けの審査 | |
| | 自平成20年4月1日 至平成21年8月31日 | " 大阪支店長 " 貸金業務全般 | |
| | 自平成21年9月1日 至平成25年5月31日 | 株式会社大阪×× 取締役 大阪府知事 第98765号 貸金業務全般 | |
| | 自令和元年5月1日 至 年 月 日 | " 代表取締役 " 貸金業務全般 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| 賞罰等 | 年 月 日 | 賞 罰 等 の 内 容 | |
| | | 該当なし | |
| 上記のとおり相違ありません。 令和2年12月23日 氏名 大阪 一郎 | | | |

(記載上の注意)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。(当該貸金業に係る登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)もあわせて記載すること。)
- 「賞罰等」は、法第6条第1項第4号、第5号及び第6号に係るものは全て記載し、行政処分については同項第3号に係るもののみを記載すること。
- 施行規則第4条第2項に規定する書類については、第2面の所定の場所にはり付けること。

(記載方法)

- 1 この書類を作成する者は、次のとおり。
 - ア 法人の場合は、役員全て（監査役を除く。）、重要な使用人全て及び法定代理人
 - イ 個人の場合は、申請者、重要な使用人全て及び法定代理人

- 2 「役職名」欄
 - ア 法人については、役員にあつては別紙様式第1号第2面の役名等を、重要な使用人にあつては別紙様式第1号第3面の職名を記載する。
 - イ 個人については、「事業主」を記載する。

- 3 「期間」欄については、貸金業に係る業務に就いていた期間の全てを記載し、「内容」欄には、具体的な職歴を記載する。また、貸金業者登録番号も併せて記載する。

なお、登録拒否要件である「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」の整備の審査の際は、役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有した者があるかどうかを審査する。

- 4 「貸付けの業務の経験者の業務経歴書」に記載のある個人は、貸付けの業務の期間が履歴書の期間と整合するように記載し、「内容」欄に業務経歴書と同様の貸付けの業務内容を記載する。

- 5 「賞罰等」欄には、行政処分（法第6条第1項第3号）及び刑罰等（法第6条第1項第4号、第5号及び第6号）に係るものを記載する。

該当のない場合は、「該当なし」と記載する。

- 6 日付は、この書類を作成した日を記載する。

- 7 本人が記名する。ただし、ゴム印や活字入力も可とする。

- 8 氏を改めた場合は、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。

※令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。